

保発 0929 第 5 号  
令和 3 年 9 月 29 日

都 道 府 県 知 事  
地 方 厚 生 ( 支 ) 局 長  
都道府県後期高齢者医療広域連合事務局長  
社会保険診療報酬支払基金理事長  
全国健康保険協会理事長  
健康保険組合理事長  
健康保険組合連合会長

} 殿

厚生労働省保険局長  
〔 公 印 省 略 〕

療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令の一部を改正  
する省令の公布について (通知)

療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令の一部を改正  
する省令 (令和 3 年厚生労働省令第 163 号。以下「改正省令」という。) が本日  
公布され、令和 3 年 10 月 1 日より施行することとされたため、通知いたします。

改正の趣旨及び主な内容は下記のとおりですので、十分御了知の上、関係者、  
関係団体等に対し、その周知徹底を図るとともに、その運用に遺漏なきようお願い  
いたします。

## 記

### 第 1 改正の趣旨

療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令 (昭和 51 年  
厚生省令第 36 号) 第 1 条の 2 においては、オンライン資格確認の仕組みを活  
用した審査支払機関によるレセプト振替について、審査支払機関が円滑に審  
査支払業務を行えるよう、医療機関等から請求されたレセプトに軽微な不備  
がある場合には、審査支払機関は、職権で、その補正をすることができること

を規定しているところである。

改正省令は、審査支払機関が行う当該補正の事務の円滑化を図るため、当該補正に必要な審査支払機関や保険者間における情報提供の取扱について、療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令を改正し、明確化を行うものである。

なお、当該規定により、レセプト振替に係る審査支払機関や他保険者に対する加入者等の資格情報の提供は、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）第23条第1項第1号に該当することから、本人の同意を得る必要はない。

## 第2 改正の主な内容

- 1 保険者は、審査支払機関に対し、審査支払機関が補正を行うために必要な被保険者の資格に係る情報を提供することができるものとする。
- 2 審査支払機関は、保険者より提供を受けた情報を活用して補正を行った場合であって、当該補正が保険医療機関又は保険薬局が行った請求に係る保険者を変更するものである場合には、当該補正後の請求に係る保険者に対し、当該補正後の請求に係る情報を提供するものとする。
- 3 保険者は、審査支払機関に対し、保険医療機関又は保険薬局が行った請求に係る情報を提供して、補正を行うことを求めることができるものとする。
- 4 保険者は、情報の提供及び申出を行うため、審査支払機関に対し、保険医療機関又は保険薬局が行った請求に係る情報を提供し、当該請求に係る被保険者の資格に係る情報の提供を求めることができるものとする。
- 5 審査支払機関は、保険者から情報の提供の求めがあったときは、当該保険者に対し、保険医療機関又は保険薬局が行った請求に係る被保険者等の資格に係る情報を提供するものとするものとする。
- 6 その他所要の改正を行うこと。